

わたしたちのまちを支えるルールを考えよう

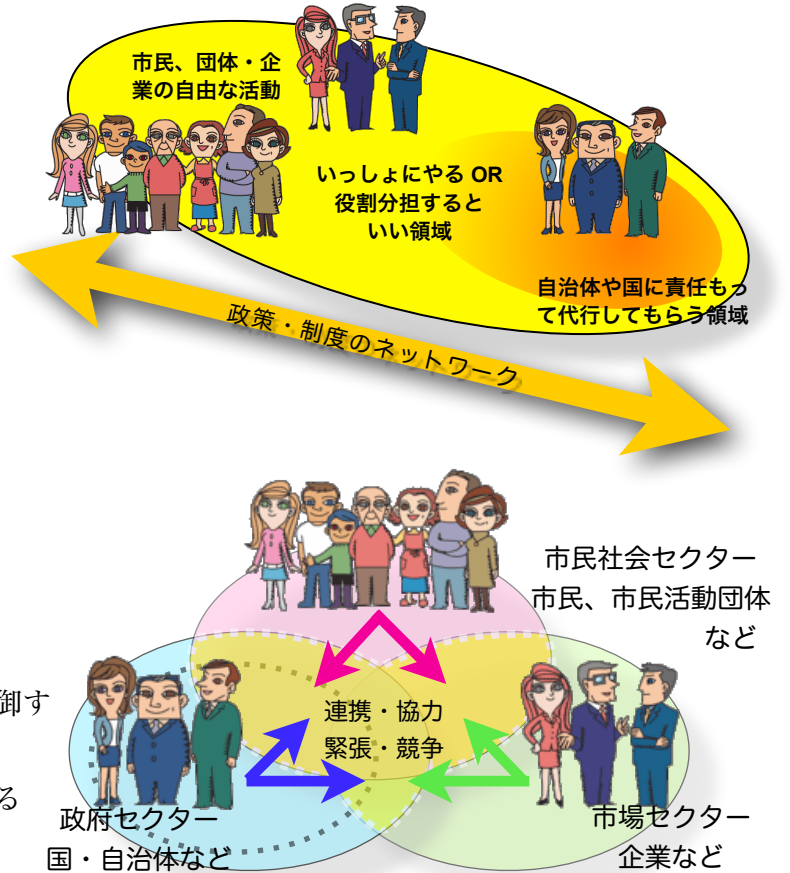
龍谷大学 土山希美枝 kimiet@policy.ryukoku.ac.jp

自治基本条例って？

- 2000年ニセコ町から、現在300をこえる市町村が制定している条例。
- 「まちの憲法」といわれる。
- 自治体がなにを大事にして、どんなやりかたで実現していくか。方針とシクミ。

なぜ、それが必要なの？

- 当たり前のことが、実は当たり前じゃないから。
 - ▶ 市民参加や情報公開、話し合いを大事にすること
 - ▶ キチンとした行政運営
 - ▶ 限りある資源の有効活用→そのシクミは？
- わたしたちが変えてきた「自治体のすがた」
 - ▶ 自治体ってホントは自治体じゃない！
 - ▶ 高度成長期と2000年分権改革
 - ▶ まちづくりと市民と自治体
 - ▶ 経験を言葉に、言葉をルールに
- 市民からみて、「わたしたちが自治体を制御するツール」
- 自治体からみて、「自分たちが何をどうするべきかの基本ルール」

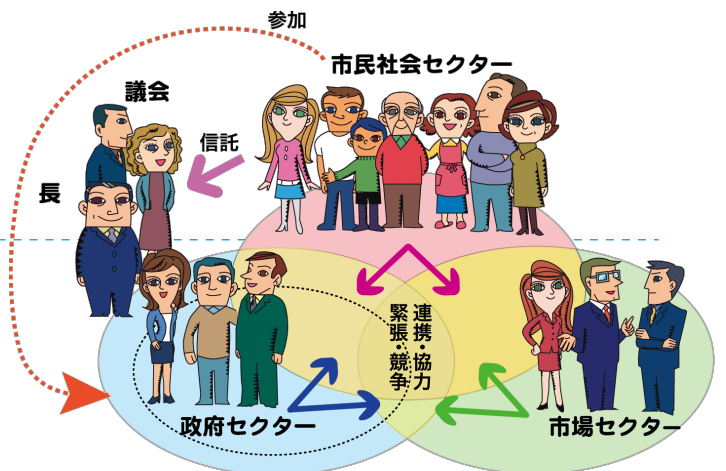


ふたつの意味がある「自治基本条例」

- 最初は「自治体基本条例」
- 自治体という言葉がさすふたつの意味
- 市民の自治にも踏み込む「自治基本条例」

市民と自治体と自治をみてみよう

- わたしたちのくらしと〈政策・制度のネットワーク〉
- 〈政策・制度のネットワーク〉誰が作ってるの？→市民、企業・団体、自治体
- 自治基本条例の範囲



それぞれの活動領域、重複部分＝「協働」可能な領域
(<http://bb-wave.biglobe.ne.jp/> のフリー素材を使って土山が作成)

条例で何が決められるの？

- まちの憲法...「自治体が何を大事にして、どんなやりかたで実現していくか」
- 自治体基本条例の例
 - ▶ 多治見市市政基本条例、草津市自治体基本条例、ニセコまちづくり基本条例
- 自治基本条例の例
 - ▶ 伊賀市自治基本条例
- 市民自治と自治基本条例
 - ▶ 強制できること、できないこと
- 自治基本条例がさししめす範囲は？
- 自治体と自治基本条例

自治基本条例をつくろう！

- まずは...
 - ▶ 自治体について、いいなあ／へんだなあ、と思うこと
 - ▶ どうなったら「いい自治体」なの？
- 経験と想いをルールにして託そう
- まちの姿、市民と自治体と自治を話し合おう